

【別紙様式】

新居浜市は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	マイントピア別子支援事業		
総事業費 (千円)	11,080千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (千円)	11,080千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用者数が大幅に減少し厳しい経営状況が続く中で、感染症予防対策に配慮しながら公共施設の施設の管理運営業務を継続する利用料金制の指定管理者に対し、感染症対策支援金を交付し継続的な事業実施を支援する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：11,080千円（平成4・5月の経常利益（2,604,097円）と令和3年4・5月の経常利益（△8,475,248円）の差） 別途、交付要綱で定める対象施設へのコロナ禍前の事業収入を基に算出する支援金 休業期間 R3.4.10～R3.5.31</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 株式会社マイントピア別子 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 株式会社マイントピア別子は、指定管理施設「新居浜市観光交流施設」を利用料金制において運営する指定管理者である。新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が激減し非常に厳しい経営状況が続く中で、休館等の感染症予防対策に配慮しながら管理運営業務を継続していることに加え、当該施設が継続運営できない事態になれば、当市の今後の観光振興に多大な影響を及ぼすため、指定管理者である株式会社マイントピア別子を交付対象者として、感染症対策支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、観光交流施設運営の継続が図られることにより、観光交流の場が維持され、当市観光振興の継続が担保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>株式会社マイントピア別子を指定管理者として利用料金制において管理運営を行っている「新居浜市観光交流施設」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う利用者の大幅な減少により、厳しい経営状況に陥っている。株式会社マイントピア別子を交付対象者として感染症対策支援金を交付し、当該施設の継続運営を支援する本事業は、地域交流の場を維持し観光振興を促進する、地方創生に資する事業であり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p>		